

## ○学校法人徳山教育財団役員報酬等の支給基準

(令和2年4月1日制定)

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人徳山教育財団（以下「この法人」という。）の寄附行為第38条の規程に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員のうち理事長および、常任理事  
報酬、賞与、退職慰労金を支給する。これ以外の役員は無報酬とする。
- (2) 非常勤の役員  
報酬を支給する。

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号に定める範囲内とする。

- (1) 報酬 学校法人徳山教育財団給与規程別表（三）指定職俸給表に基づき算定する。
- (2) 賞与 学校法人徳山教育財団給与規程第22条に基づき算定する。
- (3) 退職慰労金 学校法人徳山教育財団退職金規程に基づき算定する。

2 非常勤の役員に対する報酬の額は次のとおりとする。

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 寄附行為第16条理事長職務代理 | 日額：25,000円 |
| 寄附行為第5条第1項第1号理事 | 日額：10,000円 |
| 寄附行為第5条第1項第2号監事 | 日額：10,000円 |

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 理事長報酬 毎月21日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前日に支払うものとする。）
- (2) 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員が職務の執行に当たって旅費を要する場合は、その実費を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、報酬計算において生じた円未満の端数は切り上げる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。